

## 「世界遺産・二条城M I C E プラン」事業のコーディネーター業務に係る仕様書

### 1 登録期間

令和2年4月1日から令和4年3月31日まで

ただし、それまでの業務内容等を勘案したうえで支障がないと本市が判断した場合、  
当初の条件を変更しないことを前提として、登録期間を2年間ごとに延長する。

### 2 事業手法

- (1) 本市は、コンベンション関連業、旅行業、ホテル業、イベント企画・運営業等を  
営む事業者から、複数のコーディネーター事業者（以下「コーディネーター」とい  
う。）を選定し、二条城での研修、展示会、イベント等の開催（以下「M I C E 使用」と  
いう。）を希望する企業等の誘致及びM I C E 使用の企画、運営等の業務に係る協  
定を締結する。
- (2) コーディネーターは、M I C E 使用を希望する企業・団体等を募集し、M I C E  
使用の企画、運営を行う。

### 3 M I C E 使用の実施条件・詳細

#### (1) 会場及び使用料（1会場、1日当たりの目安）

ア 二之丸御殿台所、二之丸御殿御清所<sup>(※)</sup>、東南隅櫓<sup>(※)</sup>、香雲亭  
二之丸御殿台所前庭、桜の園、緑の園、唐門前庭<sup>(※)</sup>  
約50万円

イ 二之丸御殿中庭、二之丸御殿前庭<sup>(※)</sup>、清流園  
約100万円

なお、二条城開城時間中に実施する事業については、別途、入城料を徴収する。

（※）は、現在、M I C E プランの使用会場として追加を検討している箇所

#### (2) 使用可能時間

ア 一般観覧に影響がない会場

（二之丸御殿台所、二之丸御殿御清所、東南隅櫓、香雲亭、二之丸御殿中庭、  
二之丸御殿台所前庭、清流園、緑の園）

午前8時45分から午後9時まで

イ 一般観覧に支障を来す会場

（二之丸御殿前庭、桜の園、唐門前庭）

午後5時から午後9時まで

（ただし、開城時間の延長等で変更する場合がある。）

#### (3) 使用用途

会議、研修、展示会（芸術作品、商品等）、イベント（演奏会、芸能の鑑賞会）、インセンティブパーティー等

※ 二条城の品格や歴史性を考慮し、二条城の本質的価値や保存の重要性を伝えることに留意すること。

(4) コーディネーターの業務

ア 二条城をM I C E会場とする各種プランの企画立案

イ 二条城をM I C E会場として使用する企業等（以下「使用者」という。）の募集、プランの契約

ウ 行政財産の目的外使用許可申請等の事業実施に必要な手続

エ 文化財保護法に係る現状変更許可申請並びに保存に影響を及ぼす行為の届出等に必要な調整

オ 事業を安全かつ円滑に実施するための事業内容や会場設営計画等に関する事前協議

カ 設営・撤収時の会場や城内における安全管理や施設の保護・管理、清掃等の実施（使用者への使用条件等の周知徹底を含む。）

キ 事業実施時の安全管理及び事業運営に必要な人員や備品の確保

ク 使用者に対し、利用後のアンケートの実施及び集計

ケ 「二条城M I C E プラン」及び「世界遺産・二条城一口城主募金」についての情報発信

(5) 経費負担

M I C E 使用を希望する企業・団体の募集や誘致、M I C E 使用に係る企画・調整、会場設営等の一切の経費はコーディネーターが負担すること。

(6) その他

- ・ M I C E 使用の一環として、飲食物の提供を行う場合、城内での調理は不可とする（コーディネーターが用意する電磁調理器等での温め直しは可能であるが、火気は厳禁とする）。また、二之丸御殿台所及び東南隅櫓内での飲食は禁止とする。
- ・ 庭園等を会場とする場合は、雨天に備え、コーディネーターの負担で代替の会場を検討すること。
- ・ コーディネーター及び実際の使用者による会場エリア以外の立入、使用は厳禁とする。
- ・ 事故やトラブルが発生した場合、コーディネーターが一切の責任を持って対応することとし、速やかに本市に顛末及び対応方針を報告し、了承を得ること。
- ・ 事業実施に伴い、本市又は第三者に損害が生じた場合は、全てコーディネーターの負担で補償を行うこと。コーディネーターは、適切な保障が受けられる損害賠償保険、傷害保険等に加入すること。
- ・ その他、世界遺産・二条城M I C E プラン実施要綱に定める使用条件を遵守すること。

- ・ 本仕様書は大綱を定めたものであり、MICEプランの実施に必要な細目については、本市と協議のうえ決定することとする。
- ・ 二条城の更なる活用に向け、MICEプランの使用条件等を見直す場合がある。